

# 総説

## 1 県勢の概要

本県は、日本列島のほぼ中央部に位置し、東西約80km、南北約170kmの南北に細長い県土を持っています。総面積は5,777.35km<sup>2</sup>(平成25(2013)年10月1日現在)となっています。

本県の総人口は、平成25(2013)年10月1日現在、1,829,063人となっています。

また、平成23(2011)年の県土の利用状況は、森林が総面積の64.2%を占め、以下農地10.6%、宅地6.9%となっています。

図1-1 人口・世帯数の推移

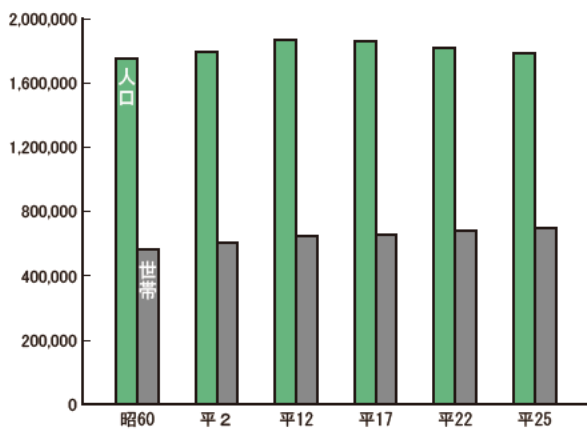
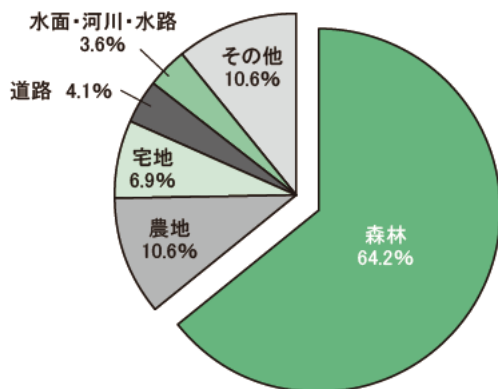


図1-2 土地利用状況(平成23年)



## 2 環境問題の動向

### (1) 国内外の情勢

氷河の衰退など、急激に進む温暖化の影響が目に見える形で現れる中、地球温暖化に対する危機感は、かつてなく高まってきています。

平成9(1997)年の京都議定書締結以降、世界では地球温暖化防止に向けた対策が進められてきました。また、この間には、京都議定書終了後に

についても交渉が進められ、平成25(2013)年11月にポーランドのワルシャワで開催された気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)では、前回までの締約国会議に引き続き、平成32(2020)年以降の国際的な枠組みについて話し合われました。

このように世界における今後の温室効果ガス排出量の削減に向けた対策は、今まさに議論が行われているところですが、わが国においては、東日本大震災の発生と多くの原子力発電所の稼働が停止している中、エネルギー確保のため温室効果ガスの排出量の増大が見込まれ、これまでの環境負荷を減らすという観点からの取組だけでなく、地球温暖化対策とエネルギー政策を一体的にとらえ、低炭素をテーマとしたまちづくりやライフスタイルの転換を促すなど、多様な視点からの取組が求められています。なお、今後は、地球温暖化への対応として、温室効果ガス削減による緩和策だけでなく、地球温暖化により生じる環境変化への適応も必要となってきています。

他方、生物多様性の保全は、私たちの暮らしにも直結する課題です。わが国は世界に例を見ないほど美しい自然環境に恵まれ、数多くの動植物が生息・育成する豊かな国ですが、その一方で多くの資源を海外に依存しており、その結果、世界の生物多様性にも大きな影響を及ぼしていることを忘れてはなりません。

平成22(2010)年10月には、今後の世界における生物多様性の方向性を議論する生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が日本で開催され、生物遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に関する名古屋議定書や、本会議以降の新戦略計画(愛知目標)が採択されました。そして、平成24(2012)年10月インドで開催された生物多様性条約第11回締約国会議(COP11)では、「愛知目標」達成に向け、生物多様性に関連のある他の条約や関係機関等とも協力しながら、取組を強化していくことが合意されました。

世界の人々が、生物多様性の保全に向けて大きな一歩を踏み出そうとしている今、私たち一人ひとりが、生物多様性に配慮した取組を進めていくことが必要となっています。

### (2) 三重県の動向

本県では、これまで、四日市公害への取組における窒素酸化物等の「総量規制」や環境影響評価(環境アセスメント)、産業廃棄物税の導入など、

全国に先駆けた取組を含めて、時代に応じた環境政策を実施してきました。近年では、地球温暖化や廃棄物の減量など新たな課題にも取り組んでいます。

こうした取組の結果、事業活動等に伴う環境負荷の低減については、一定の効果が認められていますが、一方で、自動車の排出ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁、地域におけるごみの排出や暮らしに伴う温室効果ガスの排出など、私たち一人ひとりの生活に関わる身近なところでの環境負荷が課題となっています。

これらの課題に対応するため、平成24(2012)年3月に策定した「三重県環境基本計画」のほか、「三重県廃棄物処理計画」、「三重県地球温暖化対策実行計画」などの個別計画による取組を進めています。平成24(2012)年8月には「生活排水処理アクションプログラム」の見直し、平成25(2013)年3月には、「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画（以下、「NO<sub>x</sub>・PM総量削減計画」という。）」の策定を行いました。また、平成25(2013)年12月には「三重県地球温暖化対策推進条例」を制定し、地球温暖化対策を進めています。さらに、東海三県一市が連携した伊勢湾総合対策協議会では、国の平成24年補正予算で措置された「海岸漂着物地域対策推進事業」を活用し、海岸漂着物の回収・処理、発生抑制対策等を推進しています。

自然環境の保全に関しては、人々の暮らしの変化の中で、身近な自然とのつながりが薄れたことによる里地里山の機能喪失や森林の荒廃、地域の生態系のバランスの崩れなどによる獣害の発生や広葉樹の立ち枯れの発生などが課題となっています。また、平成23(2011)年9月に発生した紀伊半島大水害など、大規模な豪雨災害が頻発していることから、災害に強い森林づくりをはじめ、これまで以上に森林の公益的機能を高める整備を進めていく必要があります。

そのため、平成24(2012)年3月に策定した「みえ生物多様性推進プラン」や「三重の森林づくり基本計画2012」を推進していくとともに、平成26(2014)年4月から「みえ森と緑の県民税」を導入し、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めています。

これらの計画等を基本としながら、本県では、県民一人ひとりをはじめ、事業者やNPOなど、さまざまな主体による環境保全のための自立的な行動や取組を支援するとともに、各主体間の連携を図っていきます。

## 3 環境政策の指針

### (1) 三重県環境基本条例

本県では、平成7(1995)年3月に、環境保全に関する基本理念や環境保全に関する施策の基本的な事項等を定めた三重県環境基本条例（以下、「基本条例」という。）を制定し、これに基づきさまざまな施策を進めてきました。

その後、低炭素社会や自然共生社会の実現などが重要な課題となってきたことから、これらの近年の潮流への対応をより明確にし、循環型社会、低炭素社会および自然共生社会づくりを総合的かつ計画的に進めていくため、平成25(2013)年12月に基本条例を改正し、目的、基本理念等について規定を整備しました。

主な改正点は以下のとおりです。

#### ① 目的（第1条）

自然と人との共生を確保することを明確化

#### ② 基本理念（第3条）

「自然と人との共生」（第1項、第3項）、「低炭素社会」の実現（第2項）および「地球環境保全における地域の取組の重要性」（第4項）について明確にするための規定を追加

#### ③ 県と市町等との協働（第7条）

県と市町との協働および事業者、県民、民間団体との協働の規定を追加

④ その他、用語の定義の追加、目的・基本理念の改正をふまえた「環境の保全に関する基本的施策」（基本方針及び具体的な施策）の体系的な整備

### (2) 三重県環境基本計画

本県では、環境の保全に関する施策を総合的、計画的に進めていくため、平成9(1997)年度に最初の三重県環境基本計画を策定（平成16(2004)年6月に同計画を改定）し、環境の保全に取り組んできました。

平成24(2012)年には、東日本大震災の発生などによるエネルギー問題や生物多様性の保全など、社会や環境の状況の変化に対応するために、新しい三重県環境基本計画を策定しました。

この基本計画では、これまでの取組結果や本県の状況を整理した上で、平成24(2012)年度から平成33(2021)年度までの10年間について長期的な視点からめざすべき姿と基本目標を定めています。

また、この計画を着実に実施していくために、

推進計画（アクションプラン）を策定し、各施策の進捗状況等を把握し、適切な進行管理を行うこととしています。

平成25(2013)年度における、推進計画（アクションプラン）数値目標進捗状況は、表1のとおりです。

### めざすべき姿

私たちは、かけがえない地球環境の中で、自然と共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築をめざします。

### 基本目標

- 基本目標Ⅰ 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり
- 基本目標Ⅱ 自然と共生し身近な環境を大切にする社会づくり

表1 環境基本計画推進計画（アクションプラン）における取組の指標の進捗状況

	施策	数値目標項目	単位	目標値 (2015年度)	現状値 (2010年度)	2013年度		
						目標値①	実績値②	目標達成状況 (②/①)
基本目標Ⅰ 環境への負荷が 少ない持続可能な社会づくり	1 低炭素社会の構築 (地球温暖化の防止)	温室効果ガス排出量の基準年度 (1990年度)比(森林吸収量を含む)	%	2013年度 +1.5以下	2008年度 +9.7	2011年度 +4.7以下	2011年度 +5.3	0.89
	2 循環型社会の構築 (廃棄物対策の推進)	廃棄物の最終処分量	千トン	2014年度 306以下	367	2012年度 338以下	2012年度 323	1.00
	3 大気環境の保全	大気環境に係る環境基準の達成率	%	100	96.4	100	100	1.00
	4 水環境の保全	河川・海域水域における環境基準の 達成率	%	95.7	92.9	91.3	88.6	0.97
基本目標Ⅱ 自然と共生し 身近な環境を 大切にする社会づくり	1 生物多様性の保全および 持続可能な利用	生物多様性の保全活動実施箇所	か所	74	2011年度 34	54	70	1.00
	2 自然とのふれあいの確保	自然とのふれあいの場の満足度	%	85.0	80.1	83.0	81.4	0.98
	3 森林等の公益的機能の維持 確保	間伐実施面積(累計)	ha	36,000	-	18,000	12,053	0.67
	4 良好な景観の形成	市町、県が制定した景観に関する条 例等の件数(累計)	件	34	29	32	32	1.00
	5 歴史的・文化的環境の 保全	文化財情報アクセス件数	件/月	17,000	14,208	16,800	16,889	1.00
第3章 計画の実現に向けた 仕組みづくり・ 基盤	1 ひとを育てる ～環境学習・環境教育の推進～	環境教育参加者数	人	33,000	28,577	33,000	31,911	0.97
	2 担い手となる主体を広げる ～環境活動の促進～	指導者養成講座受講者数	人	1,500	1,039	1,300	1,461	1.00
	3 環境経営を進める	三重県版小規模事業者向け環境マ ネジメントシステム(M-MES)認証 事業所数(累計)	件	420	217	330	295	0.69
	4 仕組みをよりの確に運用 する	数値による取組の指標は設定していません。						
	5 技術・情報基盤をより充 実する	環境の保全に関する調査研究成果件数	件	16	15	15	14	0.93
	6 環境で貢献する	数値による取組の指標は設定していません。						

2013年度の目標達成状況は、取組の指標が累計値の場合、2010年度の現状(実績)値を2013年度目標値および実績値から差し引いて計算しています。

## 4 三重県の環境政策の方向

良好な環境を将来の世代に継承していくためには、県民一人ひとりや企業などのあらゆる主体が、その活動によって生じる環境への負荷をできる限り少なくすることができる社会の仕組みが求められています。

そのため、本県では、県民一人ひとりが、自立し、行動する県民（アクティブ・シチズン）として、環境保全の大切さを理解して行動に結びつけていけるように、さまざまな主体による環境保全のための個々の自律的な行動や取組が有機的に連携しうる社会の実現をめざします。

### 取組の視点

- (1) ひとを育てる
- (2) 担い手となる主体を広げる
- (3) 環境経営を進める
- (4) 仕組みをよりの確に運用する
- (5) 技術・情報基盤をより充実する
- (6) 環境で貢献する

### (1) 低炭素社会の構築

県民、事業者、行政等のさまざまな主体が力を合わせて地球温暖化対策に取り組むことにより、新たな豊かさを実感できる低炭素社会の実現をめざして、「三重県地球温暖化対策推進条例」を制定しました。

この条例に基づく地球温暖化対策計画書制度により、事業者の自主的な温室効果ガスの排出削減への取組を促進するほか、地球温暖化防止活動推進員等による県民向け普及啓発の推進、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出量を削減するエコドライブや次世代自動車の普及促進、再生可能エネルギーの普及促進を行います。さらに、大気中の二酸化炭素をより多く吸収・貯蔵する健全な森林づくりを積極的に行っていきます。

### (2) 循環型社会の構築

一般廃棄物の「3R」の実践に向けて、環境意識を高揚するための普及啓発や市町等と協働したごみの循環利用に関する取組を進めるとともに、災害時に備えた廃棄物処理体制の充実化を図ります。

また、産業廃棄物の処理について、排出事業者責任を一層確保するため、電子マニフェストや優良産廃処理認定業者の利活用を進めるとともに、リ

サイクル認定製品の普及など再生利用に関する取組を進めます。

さらに、産業廃棄物の不法投棄等の未然防止や、初期段階での機動的な対応を進めるため、市町等との連携を図りつつ、引き続き監視・指導を徹底していくとともに、産業廃棄物の不適正処理事案等については、原因者に対して是正措置の履行指導を行い、原因者による措置が困難な場合等には、生活環境保全上の支障等の状況に応じて、行政代執行による是正を進めるなど、地域住民の安全・安心の確保を図ります。4つの不適正処理事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）については、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（以下、産廃特措法という。）」に基づく国の支援を得て、行政代執行による是正を進めます。

### (3) 大気環境の保全

良好な大気環境を保全するため、工場や事業場からの大気汚染物質の排出が適正に管理されるよう、法令に基づく指導を行うとともに事業者にもコンプライアンスの徹底を図ります。また、自動車NOx・PM法対策地域内においては、平成32（2020）年度末までの対策地域全域での環境基準達成に向けて車種規制を継続し、実態把握調査を実施しながら、自動車から排出される窒素酸化物および粒子状物質の排出総量の削減に取り組んでいきます。

### (4) 水環境の保全

公共用水域等の水質改善のため、工場・事業場における排水基準の遵守を徹底するほか、立入検査時に工場・事業場の経営者等と対話を行い、コンプライアンス意識の向上を図ります。また、伊勢湾の水質改善については、伊勢湾水質総量規制に基づき工場等の排水のCOD、窒素、りん等の総量削減など水質の保全・改善に向けた取組を進めます。

また、生活排水対策として、生活排水処理アクションプログラムに基づき、下水道、集落排水施設および浄化槽等の施設整備を進めます。

伊勢湾の再生に向け、国を含めた関係自治体等で平成19（2007）年3月に策定した「伊勢湾再生行動計画」を着実に推進するため、さまざまな主体との連携のもと、伊勢湾流域圏での海岸漂着物等の清掃に係る統一行動である「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の実施などに取り組んでいきます。さらに、海岸漂着物対策につい

ては、国の平成24年度補正予算で措置された「海岸漂着物地域対策推進事業」を活用し、県内の海岸漂着物の回収・処理および発生抑制対策を進めるとともに、引き続き本県がリーダーシップをとり、東海三県一市の広域的な連携・協力による発生抑制対策を進めます。

#### (5) 生物多様性の保全および持続可能な利用

多様な自然環境を保全するため、三重県自然環境保全地域などの管理や、里地里山などの身近な自然を保全する県民による活動を支援します。また、「三重県レッドデータブック2005」で明らかになった希少野生動植物を保全するための普及啓発を行うとともに、特に保護が必要として県が指定した希少野生動植物の保全活動を専門家や県民、NPO等と連携・協働して行い、生物の多様性を確保する一方、野生鳥獣による農林水産業等への被害対策として、増えすぎた野生鳥獣の適正な捕獲や狩猟を進めます。

#### (6) 自然とのふれあいの確保

県民が自然とふれあい、自然の仕組みや大切さを学ぶ場として、自然公園や自然遊歩道等の整備・維持管理を行っていきます。

#### (7) 森林等の公益的機能の維持確保

平成24(2012)年3月に策定した「三重の森林づくり基本計画2012」に沿って、県民や事業者、森林所有者、行政などが互いに協働しながら、「企業の森」等、さまざまな主体による森林づくりを促進し、地域社会全体で支える森林づくりを進めていきます。

さらに、中山間地域等直接支払制度をはじめとする事業を活用し農地の保全を図るとともに、漁場等においては藻場・干潟の保全・再生を推進するなど、公益的機能の維持確保に向けた取組を進めていきます。

#### (8) 良好な景観の形成

県民や市町による主体的な景観づくりを支援するとともに、三重県景観計画に基づく届出制度の適切な運用や公共事業における地域の景観特性への配慮などを通して、良好な景観づくりを推進します。また、農山漁村の景観保全のために、多面的機能支払等により、農業者やさまざまな主体の参画による景観保全活動を支援することで、地域を支える担い手を育成します。

#### (9) 歴史的・文化的環境の保全

市町等と協働して、国・県指定文化財など、豊かな自然や多様な歴史が育んだ文化資源の保全と活用に取り組むとともに、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や亀山市関宿の伝統的建築物群等の歴史的・文化的景観が次世代に承継されるよう、関係する県や市町等と協働して、保存に努めます。